



福岡医発第 1400 号(地)  
令和 3 年 8 月 6 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了  
及び V-SYS への接種実績の登録等について

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了及び V-SYS への接種実績の登録等について周知協力依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- ◆自治体から郵送された接種券による接種及び V-SYS から VRS への接種実績登録の切り替え時期
  - ・医療従事者等向け優先接種:各都道府県について全国知事会のホームページで医療従事者等向け優先接種が完了と公表された日(福岡県:7月10日~16日)
  - ・高齢者施設等従事者向け優先接種:7月30日
- ※接種券が未着の者であって優先接種が必要な者への接種は、迅速な接種及び VRS による記録把握の観点から、接種券なしで優先接種を行いつつ、後日接種券を持参いただく等の取り扱いの工夫をお願い申し上げます。

---

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也  
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ228F)  
令和3年7月29日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了  
及びV－SYSへの接種実績の登録等について

今般、各市町村における接種券の送付が進んでいること及びワクチン接種記録システム(VRS)による迅速な接種記録の把握に資することに鑑み、標記の事務連絡が各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされ、本会宛て周知協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

## 記

◆自治体から郵送された接種券による接種及びV-SYS から VRS への接種実績登録の切り替え時期

・医療従事者等向け優先接種：各都道府県について全国知事会のホームページで医療従事者等向け優先接種が完了と公表された日

・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日

※接種券が未着の者であって優先接種が必要な者への接種は、迅速な接種及びVRSによる記録把握の観点から、接種券なしで優先接種を行いつつ、後日接種券を持参いただく等の取り扱いの工夫をお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和3年7月26日

公益財団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了  
及びV-SYSへの接種実績の登録等について

医療従事者等向け優先接種及び高齢者施設等従事者向け優先接種の一部等におきましては、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）による接種券付き予診票を用いて接種が行われておりますが、多くの都道府県で医療従事者等向け優先接種の完了が報告されていること、及びこれらの接種記録の迅速な把握の観点から、V-SYSを用いた接種券付き予診票の発行等については、今後別添のとおり取り扱うことし、都道府県、市町村及び特別区宛て周知したところです。

つきましては、新型コロナワクチン接種にご協力いただいております貴会員への周知について特段の御配意をいただきますよう宜しくお願いいたします。

事務連絡  
令和3年7月21日

各都道府県  
市町村  
特別区

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

医療従事者等向け優先接種等における接種券付き予診票の取扱いの終了  
及びV-SYSへの接種実績の登録等について

医療従事者等向け優先接種及び高齢者施設等従事者向け優先接種の一部等におきましては、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）による接種券付き予診票を用いて接種が行われておりますが、多くの都道府県で医療従事者等向け優先接種の完了が報告されていること、及びこれらの接種記録の迅速な把握の観点から、下記のような取り扱いといたします。本事務連絡の内容について、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、医療従事者等への接種を実施する接種施設に周知いただくとともに、都道府県におかれましては、関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

- 1 V-SYS を用いた接種券付き予診票の発行については、各市町村における接種券の送付が進んでいること及びワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）による各市町村の迅速な医療従事者等向け優先接種に係る接種記録の把握に資することに鑑み、以下に掲げる日から順次、接種券による接種に切り替えるようお願いいたします。

なお、その際に接種券の発行がなされていない者であって優先接種が必要な者への接種につきましては、迅速な接種及びVRSによる迅速な記録把握の観点から、接種券なしで優先接種を行いつつ、後日接種券が発行された後に持参いただく等の取り扱いの工夫をお願い申し上げます。

- ・医療従事者等向け優先接種：各都道府県について、全国知事会のホームページで医療従事者等向け優先接種が完了と公表された日（本事務連絡の発出日において既に完了を公表済みの都道府県にあつては、本事務連絡の発出日）
- ・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日

※ V-SYS の接種券付き予診票の発行機能については、全都道府県において医療従事者等向け優先接種の完了が公表された後、一定期間を空け終了する予定です。

※ 上記日以後も既に印刷済みの接種券付き予診票を用いることは差し支えございませんが、迅速な接種記録把握の観点から、業務に支障のない範囲で接種券への切り替えを順次お願いいたします。

2 現在、V-SYS により集計・公表している医療従事者等の接種実績につきましては、医療従事者等の接種が接種券による接種に順次移行することから、以下に掲げる日までの実績を集計・公表することといたします。

これに伴い、以下に掲げる日以降の医療従事者等の接種実績につきましては、VRS への接種記録の登録を確実に行う場合は、接種施設の事務負担軽減の観点から、V-SYS への医療従事者及び高齢者施設等従事者等の接種実績の登録は不要といたします。

- ・医療従事者等向け優先接種：全国知事会のホームページで完了済みと公表されている都道府県について、当該公表の日まで（本事務連絡の発出日において既に完了を公表済みの都道府県にあっては、本事務連絡の発出日まで）
- ・高齢者施設等従事者向け優先接種：7月30日まで

以上